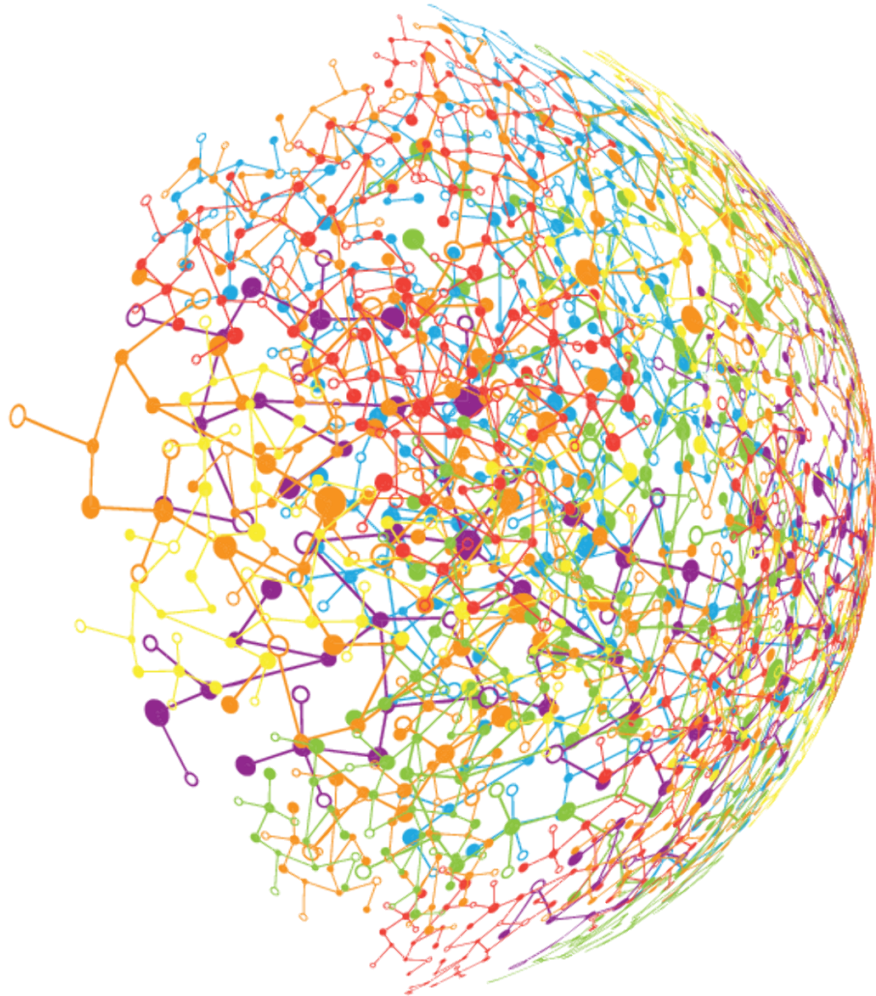




TAX & CUSTOMS ALERT

Covid-19 パンデミックの影響を受けた企業を支援するための政府の対応とアクション

13 April 2020

©2020 Deloitte Vietnam Tax Advisory Company Limited

社会・経済状況

Covid-19 のパンデミックが複雑かつ予測不可能な状況である中、ベトナム経済のみならず世界経済にも大きな影響を与えています。計画投資省の「2020 年第 1 四半期社会経済状況報告書」によると、2020 年第 1 四半期のベトナムの GDP 成長率は 3.82%と見込まれ、過去 10 年間で最も低い成長率となっています。また、生産や事業活動の持続を確保するために流動性、運転資金不足、債務整理、効率的な運営ソリューション選択、コスト削減等の課題に直面している組織または企業にとっては困難な状況にあります。

そのような Covid-19 のパンデミックを背景として、政府は 2020 年 3 月 4 日に史上初となる指令 No.11/CT-TTg（以下「指令 No.11」という）を発出し、各省庁に対し、パンデミックへの対応において企業を支援するための対策、特に税務上の対策を迅速に調査、評価、提案するよう指示しました。それにより、企業の困難を軽減するために、各省庁から多くの税務及び保険に関するサポートの対策案を政府に提供されています。

本アラートでは Deloitte は政府による支援対策及び各省庁による対策案について以下の最新情報を紹介します。

- (i) Covid-19 の影響を受けた被害者や失業者または事業への政府の支援パッケージ
- (ii) 企業に対する行政手続と費用の削減
- (iii) 税金及び土地賃料の支払期限の延長
- (iv) Covid-19 の影響を受けた顧客をサポートする目的で、債務のカテゴリを保持するために、信用機関や外資系銀行の支店に返済計画のリスケジュール、利息や手数料の免除・減額の要求
- (v) 法人所得税（CIT）における支払利息の損金算入に関する政令第 20/2017/ND-CP 号の改正案

政府の支援ソリューション

(i) Covid-19 の影響を受けた被害者や失業者または事業への政府の支援パッケージ

2020 年 4 月 10 日、政府は、Covid-19 のために困難に直面している人々のための 62 兆 VND に相当する支援パッケージに関する決議第 42/NQ-CP 号を発表しました。この支援パッケージでは 7 グループ約 2,000 万人の対象被害者への支援が期待されています。詳細は下記の通りです。

No.	対象	支援形態
1	Covid-19 の影響で雇用者が給料支払が困難な状況に陥っているため、雇用契約が中断されている従業員、または 1 ヶ月以上無給休業状態の従業員	VND1,800,000/人/月 (給付期間は休職または無給休業の期間に基づき、パンデミックの実情に応じて、2020 年 4 月 1 日から最長 3 ヶ月間の月次での支給となる。)
2	労働法の第 98 条 3 項の規定により、雇用者が経済的に困難な状況にあり、雇用が中断された従業員に 2020 年 4 月から 6 月までの期間に少なくとも 50%の給料を支払っている雇用者	企業は社会政策銀行から最長 12 ヶ月期限の無担保無利息の借入ができる。融資額は、実際の給与支給期間に応じるが、3 ヶ月を超えない範囲とする。各従業員の地域最低賃金の 50%を上限として、残りの給与を

No.	対象	支援形態
		支払うためのものであり、休職になった従業員に月次で直接支払われるものとする。
3	年間の課税対象収入が 1 億 VND 未満で 2020 年 4 月 1 日から営業が中断している個人事業主	VND1,000,000/事業主/月 (パンデミックの実情に応じて最長 3 ヶ月間、月次で 2020 年 4 月から 6 月まで適用される。)
4	雇用契約を解除されたが失業手当の対象とならない従業員、契約書が締結されずに失業となった従業員	VND1,000,000/人/月 (パンデミックの実情に応じて最長 3 ヶ月間、月次で 2020 年 4 月から 6 月まで適用される。)
5	革命に貢献し、毎月補助金を受領する人々、社会保険から毎月補助金を受領する社会保護受給者	追加補助金 VND 500,000/人/月 (2020 年 4 月から 6 月までの 3 ヶ月間に適用され、一括で支払われる。)
6	2019 年 12 月 31 日付の国家基準貧困リストにおいて貧困または貧困に近いに当てはまる世帯	VND250,000/世帯/月 (2020 年 4 月から 6 月までの 3 か月間に適用され、一括で支払われる。)
7	Covid-19 の影響で管轄官庁によるパンデミックの発表の前に比べて社会保険基金への加入人数の 50%以上を削減した雇用者（休職、雇用契約が一時的に解除されまたは無給休職に同意した従業員を含む）	雇用者は最長 12 ヶ月間、退職基金及び遺族基金への支払いを一時的に中止することができる。（会社負担分・従業員負担分ともに適用される。)

決議により、地域での Covid-19 パンデミックについて人民委員会の確認を求める必要はなしに、従業員は失業給付の申請を郵送することができ、月次求人情報の通知は、2021 年 4 月 1 日からパンデミック終了の宣言があるまでの期間、間接的な方法（電子メール、Fax、郵送など）で提出することができます。

企業に対する行政手続と費用の削減

指令第 11 号に基づき、政府は財務省に対し、税務・関税当局に次のように指示するよう要請しました。

- 法令違反の兆候のない企業に対して 2020 年の定期的な税務調査を行わないことを検討する。同時に企業がこの規定を悪用して法令違反をしないよう確保する。
- Covid-19 パンデミックの影響を受けた納税者のために、通関、税金の還付、納税の延長等の行政手続の迅速化または簡素化

それに応じて、2020 年 3 月に税務総局は税務調査に関して、主に下記の内容を地方税務局に指示する文書を発出しました。

- 税務調査の実施前の準備を重視する。現場での作業時間を短縮するために、納税者に電子メールを通して規定による必要な情報の提出を要請する。分析を徹底して調査対象となる重点的な内容を特定する。

- 税務上のリスクの高い企業に対して優先的に税務調査を行う。Covid-19 の影響を受けた企業に対して、税務調査を中断し、リスクの分析を継続して税務調査の計画を調整するように上長に報告する。
- 上級部署から特別に指定された場合を除き、計画外の税務調査を行わない。
- 職員に税務調査のプロセスの遵守、電子監査・調査議事録の実施を要求する。

税関総局（以下「GDC」という）は、税関事後監査（以下「PCA」という）の計画を見直すことも検討しています。様々な企業からの要請を受けて、GDC は第 1 四半期に予定していた PCA を第 2 四半期または第 3 四半期に延期し、企業が問題を解決する時間及び PCA の必要な要件を満たすための時間を確保することにしました。特定の PCA について、GDC は、必要に応じて財務省と協議し、計画を調整していく予定であります。

税金及び土地賃料の支払期限の延長

2020 年 4 月 8 日、政府は指令第 11 号の首相の指示に従い、Covid-19 パンデミックの影響を受けた人々への税金と土地賃料の支払期限を延長することに関する政令第 41/2020/ND-CP 号を公布しました。この政令は署名日から発効されます。政令における注目すべき内容は以下の通りであります。

1. 適用範囲及び適用される納税対象者

- (i) 以下のような分野で製造・事業を行っている企業、組織、個人事業者、世帯

製造事業

- 農林水産
- 食品加工、食品製造加工、繊維、衣料製造、皮革及び関連製品製造、木材加工及び木材や竹から作られた製品製造（家具を除き）、藁及び編物製品製造、紙及び紙製品製造、ゴム及びプラスチック製品製造、その他非金属鉱物製品製造、金属製造、機械加工、金属処理・コーティング、コンピュータ・電子・光学製品製造、自動車及びその他の自動車製造、家具製造
- 建設

サービス事業

- 運輸及び倉庫（物流）、宿泊及びケータリングサービス、教育及び研修、保健及び社会福祉、不動産
- 人材供給、旅行代理店、ツアーオペレーター及び観光振興・組織に関する支援業務
- 創造的活動及び芸術的活動、娯楽活動、図書館、アーカイブ、博物館およびその他文化的活動、スポーツ、レクリエーション; 映画

- (ii) 2015 年 11 月 03 日付政令第 111/2015/ND-CP 号に基づく発展が優先される裾野製産業の製品製造者、または 2018 年 3 月 15 日付首相決定第 319/QD-TTg 号で承認された 2025 年までのベトナム機械工学産業発展戦略に記載された主要機械製品の製造者

- (iii) 中小企業支援法第 04/2017/QH14 号及び中小企業支援法でのいくつかの項目を詳述する 2018 年 3 月 11 日 付政令第 39/2018/ND-CP 号に定義された中小企業者
- (iv) ベトナム国家銀行（以下「SBV」という）の規定の下で Covid-19 の影響を受けた企業・組織・個人へ支援対策を行っている信用機関・外資系銀行の支店。SBV はそのような信用機関や外資系銀行の支店のリストを公表することを義務付けられている。

2. 税金及び土地賃料支払期限の延長

(i) 企業と組織に対して

- 2020 年 3 月から 6 月まで（月次申告の場合）及び 2020 年第 1 四半期から第 2 四半期まで（四半期申告の場合）の期間に申告される付加価値税（VAT）の支払期限を 5 ヶ月延長する。
- 2019 年の確定申告による未払法人所得税（支払済みの場合は他の税金等と相殺可能）及び 2020 年第 1 四半期と第 2 四半期の法人所得税（予定納付額）の支払期限を 5 ヶ月延長する。

(ii) 個人事業主及び個人グループ、世帯に対して、2020 年の付加価値税（VAT）及び個人所得税（PIT）の支払いを 2020 年 12 月 31 日まで延長する。

(iii) 2020 年第 1 期の土地賃料の支払いに対して、現行の規定による支払期限から 5 ヶ月延長することができるが 2020 年 10 月 31 日を過ぎてはならない。

3. 延長申請手続

- 支払期限延長の対象となる納税者は 2020 年 7 月 30 日までに月次・四半期の VAT 申告書の提出とともに税金・土地賃料の支払期限延長の申請書を管轄税務当局に提出しなければならない。（電子申告または納税者が選択した他の方法で提出可能）
- 税務当局は、納税者から延長申請を受けた場合、納税者の延長申請の適格性を確認する義務はない。税務当局は、納税者からの延長申請が不適格であると判断した場合、延長を拒否する通知書を発行することができ、納税者は、誤って延長された期間中の遅延利息を含め、全額を支払う必要がある。
- なお、延長期間中は、支払延長された税金や土地賃料の金額に対して、対象の納税者に遅延金が課されることはない。

Covid-19 の影響を受けた顧客をサポートする目的で、債務のカテゴリを保持するために、信用機関や外資系銀行の支店に返済計画のリスケジュール、利息や手数料の免除・減額の要求

2020 年 3 月 13 日、ベトナム国家銀行は通達第 01/2020/TT-NHNN 号（以下、通達第 01 号）を発行し、信用機関、外資系銀行の支店に対し、Covid-19 の影響を受けた顧客を支援する目的で、債務カテゴリを保持するために、返済計画のリスケジュール、利息や手数料の免除・減額を要請しました。

通達第 1 号における注意すべき点は下記の通りであります。

- **返済計画のリスケジュール**：信用機関、外資系銀行の支店は、顧客からの要請と、再スケジュール後の元金や利息を完済できるかどうかについての評価に基づいて、通達第 4 条に規定されている Covid-19 パンデミックの影響の度合いに応じて、返済期間の再スケジュールを決定する。
- **利息・手数料の免除と減額**：2020 年 1 月 23 日から首相が Covid-19 パンデミックが終息したと発表した日から起算して 3 ヶ月後の翌日までの間に元利金の返済期限になるもので信用取引に係る負債について、信用機関及び外資系銀行の支店は、社内規定に基づき、利息・手数料の免除・減額を決定する。なお、Covid-19 パンデミックの影響により減収・減益となり、元利金の返済が滞っている顧客が対象となる。
- **債務区分の維持**：信用機関、外資系銀行の支店は、2020 年 1 月 23 日時点までに、ベトナム国家銀行の規定に基づき、支払期間を変更したローン残高、通達第 01 号に基づき免除または減額されたローン残高（2020 年 1 月 23 日から通達第 01 号の発効日から 15 日後の翌日までの間に、ベトナム国家銀行の規定に基づいて債務区分を調整、リスケジュール、免除、利息の減額されたローン残高を含む）について、分類された債務区分を維持することが認められる。

通達第 01 号の下、多くの商業銀行は Covid-19 パンデミックの影響により収益が減少した結果、ローンの元金や利息を期限内に返済することができなくなった顧客に対して、金利や手数料の免除、減額を行っています。したがって、企業は、国家銀行による金利・手数料の免除・減額方針を融資銀行に相談することを検討すべきであります。

政令第 No.20/2017/ND-CP 号に基づく法人所得税における損金算入可能な利息費用の上限に関する改正案

財務省は、法人所得税における利息損金算入限度額に関する政令第 20/2017/ND-CP 号の第 3 条、第 8 条を改正する政令草案を政府に提出しました。本改正案は、企業が本規則を実施する際の実務上の困難を解消するとともに、現在のパンデミック渦中の企業の資金負担を軽減することを目的としています。

政令草案における注目すべき内容は以下の通りであります。

- 法人所得税計算時に損金算入可能な支払利息の限度額は、当該期間における支払利息、税金、減価償却費及び償却費の控除前利益（以下「EBITDA」という）の 30%である。

- 純支払利息総額は支払利息の合計額から当期の銀行預金による利息と貸付金利を控除した額である。（ただし、純支払利息は支払利息限度額と EBITDA の計算に使用される）
- 翌期の支払利息が EBITDA の 30% 未満の場合、当期の損金不算入純支払利息は、翌期の課税期間に繰越され、損金算入支払利息の計算を行うことになる。繰越可能な期間は損金不算入となる純支払利息が発生した年から連続する 5 年間までである。
- この政令は、信用機関、保険事業、公的開発援助、政府による優遇的ローン、国家目標プログラム実施のための融資、社会福祉プログラムやプロジェクトのための投融資を行う納税者による融資には適用されない。
- この政令は署名日から発効し、2019 年の法人税確定申告期間（2019 年会計年度）に適用される予定である。

基本的に政府が認めている上記の規定とは別に、政府は政令草案に以下を補足することを検討しています。

- 本改正規定を 2017 年及び 2018 年の課税期間に遡って適用する。

DELOITTE VIETNAM からのコメント

現在の状況は、すべての組織、企業、そして経済全体にとって課題と困難に満ちたものであることを理解しております。このような状況にあって、弊社ではこれまでにないほどに、従業員、顧客、パートナー、そして社会全体の健康及び安全を最優先に考えております。また、各企業が事業活動を持続するための積極的な対策や取り組みを次々と行っていることと理解しております。

弊社では、上記の政府の対策は、今後のパンデミックの状況に応じて緊急的に行われるものと評価しております。したがって、政府や各省庁は、実情に応じた追加対策を検討し、提案していくことになると考えられます。また、企業の皆様には、近日中にこれらの規制が正式に発効・施行される際、タイムリーに要件を整えるために、今から政府の支援措置の条件を確認いただき、適用可能性を評価されることをお勧め致します。

弊社では、政府の支援対策について、定期的にフォローアップを行い、皆様にアップデートさせていただきます。

弊社は、Deloitte SEA と共同して、Covid-19 パンデミックへの企業の対応を支援するためのアドバイザリーグループを設立しております。Covid-19 の影響による継続的な運営の確保するために、流動性の分析、運転資金不足、債務整理、効果的な経営ソリューションの模索、コスト削減、契約に関する条件の見直しとリスク管理等の緊急性のある課題に対応しております。

ご不明点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

Contact

Thomas McClelland

National Tax Leader

+84 28 3910 0751

tmcclelland@deloitte.com

Bui Ngoc Tuan

Tax Partner

+84 24 71050 021

tbui@deloitte.com

Bui Tuan Minh

Tax Partner

+84 24 71050 022

mbui@deloitte.com

Phan Vu Hoang

Tax Partner

+84 28 3910 0751

hoangphan@deloitte.com

Dinh Thi Mai Hanh

Tax Partner

+84 24 71050 050

handinh@deloitte.com

Suresh G Kumar

Tax Partner

+84 28 3910 0751

ksuresh@deloitte.com

Vo Hiep Van An

Tax Partner

+84 28 3910 0751

avo@deloitte.com

Vu Thi Thu Nga

Tax Partner

+84 24 71050 023

ngavu@deloitte.com

Japanese Service Group

Takaishi Gen

JSG Director

Tel: +84 28 710 14342

Email: gtakaishi@deloitte.com

Keisuke Kikuchi

JSG Manager

Tel: +84 28 710 14192

Email: kkikuchi@deloitte.com

Kido Sumihito

JSG Senior Manager

Tel: +84 24 710 50074

Email: skido@deloitte.com

Ito Takahiro

JSG Manager

Tel: +84 24 710 50249

Email: takahito@deloitte.com

Website: www.deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organisation”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte is a leading global provider of audit and assurance, consulting, financial advisory, risk advisory, tax & legal and related services. Our global network of member firms and related entities in more than 150 countries and territories (collectively, the “Deloitte organisation”) serves four out of five Fortune Global 500® companies. Learn how Deloitte’s approximately 312,000 people make an impact that matters at www.deloitte.com.

About Deloitte Asia Pacific

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Ho Chi Minh City, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei, Tokyo and Yangon.

About Deloitte Vietnam

Deloitte Vietnam, a pioneer in the Advisory and Audit industry with nearly 30 years of experience in the Vietnam market, is part of the Deloitte Global network, one of the Four largest professional services organisations in the world. Our clients are served by over 1,000 staff located in our Hanoi and Ho Chi Minh City offices with access to the full strength of our Deloitte Asia Pacific member firms. Through our extensive network, Deloitte Vietnam delivers value-added services in Financial Advisory, Risk Advisory & Corporate Governance, Tax & Legal, Consulting, Audit & Assurance and Professional Training Services to the private and public sectors across a wide range of industries.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organisation”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.